

# 2016年度活動方針

## 1. 重点課題

### 重点課題 1) 障害者権利条約の完全実施に向けて

障害者権利条約（以下、権利条約）の批准後、昨年度に引き続き、権利条約完全実施のための制度改革第2ラウンドの運動を展開する。そのためには権利条約の国内監視や国際監視の仕組みを最大限活かすことが重要となる。これに関して2016年5月、日本政府は国連障害者権利委員会に最初の政府報告書（initial report）を提出した。国際連合（以下、国連）による国際監視のプロセスが始まったのである。これからこのプロセスに積極的に関わっていく必要がある。運動の方向性としては、国内的には内閣府の障害者政策委員会の強化、障害者団体との連携を深める。国際的には国連の会議に最大限参加し、動向を把握し、IDA（国際障害同盟）やその他の海外の団体との連携を強化する。

障害者政策委員会（以下、政策委員会）は障害者基本計画の実施状況を監視することを通じて、権利条約実施のモニタリング機関の役割を担うとされている。そのモニタリング体制の強化を図るために、日本障害フォーラム（以下、JDF）など他の障害者団体と連携し障害者基本法（以下、基本法）の改正を実現するための活動を強化する。

国際監視のプロセスについては、今後はNGOレポートの作成に向けて本格的に体制づくりを始める。具体的にはDPI日本会議が事務局団体となっているJDF条約推進委員会等で議論を重ね、JDF以外の障害者団体、市民社会組織との連携をどのような形で行うのか、2015年10月に開催した日韓セッションから学んだ韓国のNGOの動きも参考にしながら、合意形成に向けて議論を進め、様々な団体を交えての学習会の開催を実現する。

また、国際的な活動を強化するため、毎年3～4月と9～10月頃にスイス・ジュネーブで開催される障害者権利委員会や、6月にニューヨークの国連本部で開催される締約国会議にJDFの条約担当団体として積極的に参加し、JDFの関係団体と共にIDAとの連携をさらに深めていく。

障害者の権利法制の確立に向けた運動の大きな柱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）と障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正雇用促進法）の施行を受けた取り組みや基本法と障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、虐待防止法）の改正及び地域における差別禁止条例の制定に向けた取り組みとなる。

国内の法制度への取り組みとして、まず基本法の改正の取り組みを強化する。現行の基本法は、差別解消法等、障害関連法の理念を定め、権利条約の批准を見据えた改正を行ったものであり、権利法制確立の基礎となる法律である。地域生活の権利やインクルーシブ

教育の理念をさらに明確にさせ、障害女性条項の明記、そして、障害者基本計画の監視にとどめることなく権利条約の監視と解釈できるような法改正を目指す。

障害を理由とする差別的取扱いを禁止し、合理的配慮義務を定めた差別解消法と改正雇用促進法が、2016年4月からの施行となった。今後は差別解消法の差別解消地域支援協議会の設置の推進などを進めるとともに、両法の運用実態を把握し、事例収集を通じて、両法のバージョンアップにつなげていく。これに関連し、加盟団体やその他地元の障害者団体と協力しながら自治体における差別禁止条例づくりをさらに推し進める。

また、最終年度となる公益財団法人キリン福祉財団助成事業である「障害者差別解消 NGO ガイドライン作成プロジェクト」を進め、法制度の改正や条例制定等の活動に有機的に関連付けていく。今年度は鹿児島、埼玉、福島、三重などでタウンミーティングを開催し、差別解消法や対応要領、対応指針のバージョンアップや条例制定に役立つような活動を展開する。

虐待防止法改正に向けた取り組みを進める。病院や学校における虐待の通報義務化は大きな課題である。また、通報義務化されている入所施設などの虐待も後を絶たない。地域の行政機関に任せきりとなり、第三者として独自に介入できるしくみを持たないという現行法の限界があり、オンブズパーソン制度等、第三者（機関も含む）が介入できるしくみを提案していく。ピープルファーストなど虐待問題に取り組んできた他団体と協力し、運動を進める。さらに、障害者差別と虐待防止センターの2年後の設立を目指して、全国自立生活センター協議会（以下、JIL）とDPI日本会議の合同で今年度もプロジェクトに取り組む。

2016年4月、成年後見利用促進法が成立した。DPI日本会議では、後を絶たない後見人による搾取、被後見人となった障害者の公務就任権がはく奪されるなどの欠格条項の問題、本人の意思を尊重しない施設入所の例など実際の運用に大きな問題を抱え、権利条約第12条に抵触するおそれのある成年後見制度の抜本的な見直しを求めてきたが、これと逆行する形となった。成年後見制度の改革を進めさせないために、問題を広く社会に訴えながら制度そのものと運用の改善を求めていく。並行して、新たな意思決定支援の仕組みを追求するための学習会等を開催する。

## **重点課題 2) 国際活動の強化に向けて**

### **1. 国際レベルの DPI への貢献**

国際レベルで再編成を目指している DPI の新しい動きに向けて、設立以来アジアの代表として世界評議会に役員を送ってきた DPI 日本会議の存在感は以前にも増して強くなっている。本年3月に開催された第9回 DPI 世界会議エジプト大会においても障害者団体の発展のために、連帯を進めていくことが重要であると確認された。DPI の再統一のために、世

界の仲間と以下のような取り組みを行っていく。

#### IDA（国際障害者同盟）への復帰

前世界議長の独断で脱退してしまった、世界の障害当事者の声をまとめて発言してきた場である IDA は DPI の復帰を強く望んでいる。クロス・ディスアビリティ（障害種別をこえた）の団体としての DPI の存在意義は大きい。

#### DPI アジア太平洋ブロックの自立生活運動（以下、IL）を基板とした発展

アジア・太平洋地域内での権利条約の推進に当たっては、UNESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)がインチョン戦略（2013 - 2022）の実施に力を入れ始めている。それを受けて、DPI の中でも、各国の障害者運動が活発であるアジア太平洋ブロックにおいて、権利条約第 19 条の自立生活を具体化し、各国の活動計画に取り込んでいく。世界の障害者の 60% が居住するアジア太平洋での運動基盤の強化は、世界レベルでの運動をリードすることとなる。本年 5 月には、DPI アジア・太平洋ブロック総会を DPI アジア太平洋ブロックとの共催で東京において開催した。今後、これらを盛り込んだ行動計画を議論・確認し、アジア太平洋ブロック評議会で行き詰る必要がある。

#### DPI アフリカブロックの強化

DPI 日本会議は、アフリカにおいて、約 15 年にわたって、当事者団体への支援を実施してきた。DPI アフリカブロックの活動は、低迷しているため、本年度から始まる南アフリカ共和国での独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）草の根技術協力事業「アクセシブルな街づくりを通じた障害者自立生活センターの能力構築」を実施する。JICA の障害分野の他の事業とも協力し、南アフリカを中心に自立生活センター運動の普及を通じて DPI アフリカブロックの再生に協力する。

## 2. 世界的な IL ネットワークの構築に向けて

昨年度実施した、ADA25 周年記念式典への参加、日米の障害当事者の交流を目的としたツアーをきっかけとして、日米の障害者の交流をいっそう深めていくため、今年度はアメリカの若手障害当事者を数名日本に招き、日本のいくつかの自立生活センターでの交流・研修を行う。また、宮城県仙台市にある CIL たすけっとの協力を得て、来日メンバーに東日本大震災以降の取り組みを伝え、被災地の視察も行う。

2017 年にアメリカで開催が予定されているグローバル IL サミットに向けて、まずは日米の若手障害当事者の交流を進め、このネットワークを他国にまで広げていく準備を進める。

## 重点課題 3) 地域生活支援の確立に向けて

障害者権利条約の「他の者（障害のない人）との平等」、「社会モデル」、「インクルーシブ社会の構築」の視点から見て、この国の障害者の地域生活支援について、今後の課題を

整理し取り組む。

## 1. 障害者総合支援法（以下、総合支援法）施行 3 年後の見直し法案について次の点の是正を求めていく

重度訪問介護の見直しにより入院中の利用が認められることは、これまで DPI 日本会議も強く要望してきたものであり、歓迎している。しかし、対象が「障害支援区分 6」の者に限定されるのは問題であり、利用可能な対象者は「障害支援区分 6」に限定せず全て認めること。

65 歳になった高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用策については、そもそも対策を必要とすること自体が、介護保険がいかに障害者支援と齟齬があるかということを表している。また 40 歳からの特定疾病者が対象外になっていることも問題である。更に、障害者サービスの事業所が介護保険サービスの事業所の指定を取りやすくするとされているが、ヘルパーなどの資格要件の規制緩和がなければ、結局同じ介助者で両方の制度には入れない（重度訪問介護従事者資格だけでは、介護保険の訪問介護ができない）。その点からも、重度訪問介護は、障害者特有の制度として認め、介護保険優先利用対象から明確に外すべきである。併せて、介護保険併給者の国庫負担基準が激減する問題を早期に解消すること。

## 2. 総合支援法について、以下の課題を中心に、さらなる見直しの道筋を求めていく

重度訪問介護の対象拡大は 2014 年から知的、精神障害者にも広がったが、行動障害のない人（行動関連項目 10 点未満）が対象外で継続課題とされ、今回の 3 年後の見直しの議論でも検討されなかった。早急に検討チームの設置などこの積み残し課題に取り組むこと。

難病や難治性疾患の方で支援を必要としていても、まだまだ総合支援法の対象から漏れ続ける人がいる。総合支援法第 4 条の定義を基本法の定義に改正すること。

重度訪問介護の「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」は対象外とする省令は判断基準が非常にあいまいであり、過剰な規制・制限を課す自治体判断により、社会参加を妨げる社会的障壁になっているケースが多々ある。これは「他の者との平等」、「社会的障壁の除去に資する」といった権利条約やそれを受けた基本法、総合支援法の規定からも問題があることから削除すること。

通勤や就労（経済活動に係る外出）についても、ヘルパーの利用を求める声は多く、社会保障審議会障害者部会（以下、社保審障害者部会）においても重要な論点とされた。パーソナルアシスタンスの在り方のひとつは、シームレスな利用であり、社会参加には不可欠である。また、支給決定の仕組みや、地域基盤整備及び財源の議論も重要な積み残し課題である。このような総合支援法の積み残し課題は、2018 年の報酬単価改定及びその後の総合支援法の見直しにも通じる重要課題であることから、障がい者制度改革推進会議のような障害種別を超えた当事者が主体となった組織で検討する場を設けること。

### 3. ポスト 2018 年を見据えた構想と提言を準備していく

総合支援法改正案が成立すれば施行は 2 年後の 2018 年 4 月からとなるが、2018 年は報酬単価の改定の時期でもあり、法律事項でない政省令なども含めてフォローアップが必要である。厚労省は介護保険統合をも視野に入れた「新たな福祉サービス提供システム」を打ち出してきており、DPI 日本会議として戦略的な対応が求められる。2018 年の報酬単価改定と、その後の総合支援法の見直しに照準を合わせ、2015 年度に立ち上げた「障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト（以下、支援法 PT）」を中心に、「他の者との平等」を基礎とした障害者支援制度の固有のあり方を検討し、総合支援法の抜本的改正をめざした提言の準備を開始する。2016 年度は基本的に隔月ペースでテーマ別に外部講師を招き勉強会を実施し、2017 年度に提言を取りまとめることを目指す。

## 重点課題 4) 交通バリアフリーの推進に向けて

### 1. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック

当事者が提案するバリアフリー整備について、今年度は第四次提言（店舗・観光）に取り掛かる。また、Tokyo2020 アクセシビリティガイドラインはハード編が 2016 年 1 月に暫定承認され、今春にはソフト編が取りまとめられ、秋には国際パラリンピック委員会（以下、IPC）に承認される見込みである。

国際的なバリアフリー整備基準である IPC アクセシビリティガイドに基づいてガイドラインを作成し、これを高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）の見直しにつなげていく。

新国立競技場については、アクセシビリティワークショップに引き続き委員を送り、世界最高水準のバリアフリー整備を実現し、日本のモデルとなる競技場としたい。さらに、日本武道館など改修される競技場についても働きかけを始める。

2015 年度に設定した重点 7 課題について、今年度も様々な機会を捉えて、改善に向けて取り組みを展開していく。

### 2. バリアフリー法の見直しへ

バリアフリー法は施行されてから 10 年が過ぎた。しかし、概ね 5 年の見直しが附則に書かれているにも関わらず実現していない。時代とともにライフスタイルが変化し、求められる整備基準も変わってきており、バリアフリー法の見直しは重点課題である。

オリンピック・パラリンピック（以下、オリパラ）後の日本全体のユニバーサル化を目指し、政府は 2016 年 3 月に「ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議」を立ち上げた。この下に「街づくり分科会」「心のバリアフリー分科会」が設けられ、DPI 日本会議バリアフリー部会からも委員を送っている。会議では現在の日本のバリアフリー整備の課

題が提起され、認識が広まっている。この働きかけを通して、バリアフリー法の見直しへとつなげていきたい。

### 3. 駅の無人化問題

駅の無人化は、近年では地方のみならず都市部でも進んでおり、全国的な問題として認識しなければならない。バリアフリー法では「1日の乗降客数3,000人以上の駅」を対象にバリアフリー化が規定されているが、「駅員の配置」は明記されていない。エレベーターやホーム柵の設置のみならず、人員配置を求めるとともに、最低限必要なバリアフリー設備が整備されるよう働きかけていく。また、無人化による具体的な問題を明確にするためのアンケート調査を実施し、結果に基づいた全国的な活動として取り組む。

### 4. バリアフリー障害当事者リーダー養成研修

今期で第10期を迎える標記研修を大阪で実施する。昨年度と同様に交通事業者が参画することで、現場の声を聴きながら当事者の合意が得られるような研修を目指す。また、交通エコロジー・モビリティ財団が実施する交通サポートマネージャー研修の講師が担える人材育成に取り組む。

### 5. 国交省交渉

今年度も継続して国土交通省（以下、国交省）と交渉を行う。昨年度は8月にオリパラについての要望に絞り、12月は全国的な問題を取り上げた。そして、交渉が滞ることの無いようひとつずつ問題を解決し、これからの課題についても着実に取り組んで行く。

## 重点課題5) 防災(災害救援)について

2016年4月14日から発生している熊本地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

### 1. 熊本地震への支援活動

DPI 日本会議では熊本地震で被災された障害者の救援活動の支援を行う。地震発生直後にゆめ風基金からスタッフが熊本に入り、被害状況の確認と現地障害者団体との連携を行った。4月22日には大阪でゆめ風基金、JIL、DPI 日本会議の3団体で会議を持ち、今後の支援方法について話し合い、東日本大震災と同じく3団体で「熊本地震障害者救援本部」を立ち上げた。さらに、この下に関西の自立生活センターが中心となり関西実行委員会も組織され、現地へのスタッフの派遣、被災障害者の避難受け入れ、募金活動の展開などを行っている。

被災地では、熊本学園大学に障害の有無によって分け隔てのないインクルーシブ避難所ができ、熊本学園大学の東俊裕教授（DPI 日本会議顧問、弁護士）等が核となり被災者への支援を行っている。4月20日には地元障害者団体が連携し「被災地障害者センターくまもと・JDF 熊本支援センター」が設立された。地元団体をベースに全国から派遣された支援者によって、安否確認、被災によるニーズの確認、相談受け付け、必要な個別の支援等を行っている。

JDF では、4月19日に緊急会合が持たれ「JDF 災害総合支援本部」を立ち上げ、支援活動がスタートした。4月25日、26日には被災地訪問団が組織され、DPI 日本会議からは事務局員の崔栄繁が被災地入りした。また、5月2日には緊急要望書を厚生労働省（以下、厚労省）と内閣府に提出し、20日には国交省に申し入れをした。

DPI 日本会議としては被災地障害者救援本部や JDF 災害総合支援本部を通じて支援活動を行うとともに、被災地障害者センターくまもとと連携し、必要に応じて中央省庁への働きかけを行うなどして支援活動を展開していく。

## 2. 大規模災害発生時における自立障害者の生活支援に関する広域連携拠点の整備事業 本年度は日本財団から助成をいただき標記の事業に取り組む。

### 広域連携拠点整備事業

直下型の大規模地震等が起きた時に、長時間の介助を必要とする重度身体障害者が一時的に避難して生活する場「広域連携拠点」を作る。これは大規模災害により、被災地の交通機関、住宅が破壊され、障害者も介助者も被災地で生活することができなくなった場合に一時的に避難する場所である。災害発生時に速やかに障害者を受け入れ、介助者を派遣して生活支援を行う拠点を確保し、介助者派遣の仕組みを作る。介助の派遣は、その地域の DPI 日本会議や JIL 加盟団体が連携して行う。本年度はモデル事業として1カ所の整備を目指し、将来的には複数ヶ所整備し、どの地域で災害が起きても受け入れ可能な体制を整備する。

### 障害者救援本部マニュアルの作成

東日本大震災では、JIL とゆめ風基金、DPI 日本会議が中心となり、障害者救援本部を設立し救援活動を行った。この活動を振り返りマニュアルとしてまとめる。次の災害が発生した時に、迅速に救援活動を展開できるように、どのタイミングでどのような支援を行ったかを振り返りまとめる。

### ユニバーサルデザイン仮設住宅の提案

これまでの災害では、一部バリアフリーの仮設住宅も用意されたが、マッチングがうまく行かず、車いす利用者に行き渡らないという問題があった。こういったことを無くすために、ユニバーサルデザイン化した仮設住宅を標準化することが必要である。すべての仮設住宅がユニバーサルデザイン化されればマッチングの問題も解消され、障害者も高齢者も誰でも住みやすい仮設住宅になる。このユニバーサルデザインの仮設住宅の具体的な仕

様についてバリアフリー部会で検討し、提案をまとめる。

## 重点課題 6) 精神障害者の人権と地域生活の確立に向けて

### 1. 精神科病棟転換型居住系施設の問題

基本法第3条2項は「全て障害者は、どこで誰と生活するかについての機会が確保され、地域社会において他の人々と共生されることを妨げられないこと」を謳っている。長期入院による「施設症」は、精神科病院や施設では治せないことが長年指摘されてきた。権利条約の批准・発効の意義を問うものであり、障害種別を超えた課題として「病棟転換型居住系施設」の即座廃止に取り組む。

### 2. 精神保健福祉法について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）では医療保護入院制度を規定し、精神障害がある人々の入院・退院・地域社会での生活のサポートを家族におしつけ、当事者の主体性を奪ってきた。確かに保護者制度は名目上「廃止」となったが、医療保護入院の実態は1名の医師が判断し、三親等の家族が1名同意すれば、患者を精神科病院へ強制的に入院させることができるとした。精神保健福祉法は、強制入院の手続き法であり、精神障害者への隔離収容主義の根幹となっている。精神医療も一般の医療法の中に組み込まれなければならない。そのための手続きを議論していく必要がある。障害者に係る権利擁護機関は、利益相反しない第三者性を担保したところに任せるべきだ。自立生活運動で大切にされている「自分のことは自分で決める権利」「自分の生活は自分で設計する権利」「失敗する権利」などは、精神障害がある人々にとっても当然の権利として、地域社会で生きることを前提とした社会制度を実現するべく取り組む。

権利条約の履行にむけ、障害を理由とした強制入院、同意のない医療、身体拘束や隔離の廃絶に取り組んでいかななくてはならない。

### 3. 「改正道路交通法」および「自動車運転死傷行為処罰法」について

法務省は、道路交通法の改正において、病気の対象にてんかん、統合失調症、うつ病などを政令で定めた。私たちは障害を理由にした欠格条項の強化となる法律と捉え、病名ではなく状態像での表記を求めてきた。自動車の運転により人を支障させる行為の処罰に関する法律（以下、自動車運転死傷行為処罰法）は、飲酒や薬物使用などによる悪質運転と、持病による事故を厳罰化の対象にしている。すでに免許修得や更新時の申告義務の徹底や医師による通報制度などが導入され、罰則も強化されている。このような厳罰化は、対象となった病について偏見差別を助長し、病のある人々を孤立させ、病を隠す方向に追い込み、自立生活の手だてを奪うことにつながっている。



DPI 日本会議は、障害者欠格条項をなくす会等、関係団体と連携した取り組みを継続していく。

#### 4. 心神喪失者等医療観察法の問題

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、心神喪失者等医療観察法）には、再犯予測は難しく精神障害者差別である、継続的な治療が困難で信頼関係の下での治療関係が築けない、退院後の受け皿が極めて乏しく、任意入院や医療保護入院とならざるを得ず、入院期間が長くなるばかりの現状が加速するなどの問題があり、廃止を求める。

#### 5. 精神科病院の敷地外で暮らせる自由の保障を

精神科病院敷地外で暮らせる自由を保障するために、下記のような取り組みを可能にしていくよう、各種の制度や仕組みの実現を求めていく。

閉鎖病棟に、地域福祉施設（地域活動支援センターなど）の情報を提供すること、そして、顔の見える関係（入院経験者を含む）で、院内で話せる茶話会を継続して設けること。交通費は市町村負担とすることは必須である。

本人と地域生活ケア計画を立てる模擬実習を繰り返し入れること。その場には地域生活支援に携わっている関係者らが同席できるようにすること。

その上で、地域のグループホーム等の部屋を体験宿泊できるように確保し、失敗を体験しながらも地域での新たな暮らしに不安を減らせる道を保障すること。

2014 年度から精神障害・知的障害がある人も重度訪問介護の対象となった。しかし、精神障害者の利用はきわめて限られている。精神と身体の重複障害となる人も多く、地域生活の基盤の再構築にはきめ細かい支援が欠かせず、重度訪問介護の利用は重要である。支援を必要とする精神障害者の意向や望む暮らしが実現できるよう、骨格提言で示された協議調整による支給決定の仕組みの実現を求めていく。

社会的入院者の地域移行・定着支援が遅々として進まない現状にあって、生活保護法の根幹を揺さぶる改悪は大きな打撃となっている。社会的入院の解消、地域で生活する権利の実現という点からも、生活保護制度への取り組みを進め、生活保護基準、冬期加算の引き下げを撤回させること。また精神障害の障害年金の地域格差是正を口実とした引き下げや停止をもたらす検討会の議論を白紙撤回させることも極めて重要だ。生活保護の切り下げや年金の不支給や切り下げは障害者の生活に打撃を与えている。

## 重点課題 7) ともに学ぶインクルーシブ教育の実現に向けて

障害のある子どもが「分離・選別」されている状況は、未だ大きく変わっていない。こ

うした旧来からの「能力に応じ」「特性を踏まえた」教育を根本から変革し、障害のある子どももいない子どもも地域の幼稚園・保育園、小・中学校、高校の通常学級で共に学ぶインクルーシブな体制を作ることを目指す。そのために地域の学校を原則とする就学先決定の制度の確立や差別解消法上の合理的配慮の獲得、すべての学校のバリアフリー化を推進する。学校のバリアフリー化は災害時にすべての人が避難することができる避難所とするという点でも大変重要である。

### 1. 文部科学省に対する働きかけ

初等中等教育局関連では、障害者権利条約・児童の権利に関する条約（以下、子どもの権利条約）の 2 つの政府報告書が国連に提出されることになる。政府報告書に対する説明を行い、インクルーシブ教育の実態に対する政府の認識を正す必要がある。また、差別解消法の対応要領・対応指針の運用の実態と課題、高校における定員内不合格の問題についての学校長の裁量権の検討などが必要である。

選挙投票年齢の 18 歳の引き下げに伴う主権者教育については、障害のある児童生徒に対して十分行われていない危惧があり、関係団体とも連携しながら運動を進める。

高等教育局関連では、4 年ぶりに「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が開催される。学内介助や通学支援など前回の積み残した課題を、第 2 次まとめに向けてしっかり勝ち取っていかなければならない。

### 2. 国際関連の取り組み

昨年度より国連に働きかけてきた権利条約第 24 条の一般的意見が国連障害者権利委員会よりも早く出されることが予想される。発表後はインクルーシブ教育を巡る貴重な指針となるものであり、翻訳をはじめ周知等の国内広報、国内法制との整合性分析が重要となる。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」では、中・高等教育に関して「無償教育の漸進的な導入」を求めている。この間、中等教育について高校無償化の取り組みにより、その後、所得制限が加えられたものの一定の前進がなされてきた。これに対し高等教育は無償化の取り組みは未だに進んでおらず、日本学生支援機構の奨学金で卒業した障害学生が、障害基礎年金から返還を余儀なくされ生活困窮に陥る状況が続いている。高等教育の修学支援の一環として、その無償化に関しても継続的な取り組みが必要である。

### 3. 地域での取り組みと関係団体との連携

差別解消法の施行により学校における合理的配慮の提供・対応要領の整備などは、地方自治体等が行うこととなる。各地の整備状況や実施状況の把握のために差別解消法の基本方針や地域の条例、DPI 日本会議が昨年度より実施してきた「障害者差別解消法 公立学校等

における職員対応要領整備状況調査」の Web サイトなどを活用して、積極的に運動を展開する。差別解消法が施行されたにも関わらず、各地で差別事件も起こっている。これらへの対応も急務である。教職員への障害者の採用・人事配置については、2014 年に設立された日本教職員組合（日教組）の「障害のある教職員ネットワーク」と連携をとりながら運動を展開していく。

7月2日にはDPI日本会議と公教育計画学会の共催で映画「みんなの学校」の上映会も含む「インクルーシブ推進教育フォーラム」を企画している。教育分野では初の共催イベントとして成功させるとともに、フォーラムについては今後継続的な開催を目指す。つきそいなくそうキャンペーンでは、公教育計画学会など他団体・組合と協力して全国調査を実施する予定である。この調査がまとまることで、当事者団体側からの状況把握が一層進むことが期待されている。

## 重点課題 8) 障害者雇用と労働権の確立に向けて

DPI 日本会議は、全ての障害者に雇用における平等性の担保と労働者性を確保することを目的及び基本的指針としてきており、今後もこの課題の改善に向けた取り組みを進める。

障害者雇用については、募集、採用試験、採用後、退職および退職後等、障害者があらゆる場面において障害のない人と同等の機会、処遇を確保するとともに、障害に基づく差別の禁止と障害に応じて必要とする合理的配慮を確保することを基本とする。

一般就労とされている分野では、当面は、2016 年 4 月から施行されている改正雇用促進法に基づき 2015 年 3 月に策定されている「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」の実効性（当事者の視点に立ちチェックする機能）を確保するための取り組みを進める。

福祉的就労とされている分野については、2015 年度に検証した法制度の趣旨に反して事業を運営している就労移行支援 A 型の問題（障害者への就労支援ではなく、劣悪な労働環境と人件費を含めた必要経費を抑制することにより、給付金・補助金を儲けている事業所「悪しき A 型」）は厚労省が 2015 年 9 月 8 日に通知（指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について）した指導の効果を検証し、運動課題を整理し、具体的な取り組みを確認・実施する。

第三の働き方とされる社会的企業および社会的雇用など、障害者の新たな働く場としての課題の検証と制度としての整備等を進める。

以上を基本として、障害者の雇用促進と労働権の確立および働く場の確保に向けて、引き続き JDF 等の障害者団体及び日本労働組合総連合会（以下、連合）全日本自治団体労働組合（以下、自治労）日教組等の労働組合と連携し以下の取り組みを進める。

1. 総合福祉部会が意見書としてまとめたパイロットスタディの実施と総合支援法附則第 3 条に基づく障害者の就労課題を改善するために障害者雇用・就労に関する労働施策と福

社施策を一体的に提供できる制度及び体制の整備の追及

2. 社会的企業及び社会的雇用・就労等、多様な働き方のあり方と制度化に向けた議論
3. 職場における合理的配慮を確保するために、人的サポート、環境整備、実効性を高めるための取り組み
4. 企業名公表に対して、公表された企業に対して改善するよう取り組む
5. 就労継続支援 A 型・B 型の問題点を整理し、福祉の対象から労働者としての位置づけを確立するための取り組み

## 重点課題 9) 次世代当事者リーダーの育成に向けて

DPI 日本会議では、次世代の障害者運動を担う若手当事者の育成を継続的に行っている。故三澤了元議長の意志を受け、2014 年に設立した三澤了基金を活用して、引き続き若手障害当事者の「やりたいこと（研修参加、イベント実施等）」を支援していく。

2013 年度に公益財団法人キリン福祉財団の助成により行った「次世代若手障害者リーダー育成・エンパワメント事業」を元に、本年度は障害者に関する各課題について、次世代当事者リーダーの育成を目的に DPI 日本会議の理事や専門家が講義・討議を行う。各講座に関して課題提出なども求め、スカイプ等を活用して、全国からの参加者を募って実施する。また、国内の CIL の訪問や海外の障害者団体の訪問等も計画していく。本事業を通じて、各課題について、提言や要望書等が作成できるような人材育成に努める。

今後、多くの若手当事者が、政策提言や意見表明を積極的に行うためには、その実態を知ることも重要であることから、DPI 日本会議が、政党や各省庁のヒアリングや委員会に出席する際に、若手当事者が随員として同行できるよう呼びかけを行うこととした。

最近では第 9 回 DPI 世界会議エジプト大会や全米自立生活協議会（NCIL）の総会への参加、韓国 DPI が主催するセミナーなどへの出席、アフリカ研修プログラムやダスキン・プログラムの参加者との交流など、海外の障害者と接する機会も増え、国際協力に興味をもつ若手当事者も増えてきた。

### 1. 国際協力プログラムへの参加

例年の JICA 研修「アフリカ地域障害者の自立生活とメインストリーミング」、南アフリカでの JICA 草の根プロジェクトのほかに、関係団体や会員団体でも国際協力のプログラムが計画されている。今年度、AJU 自立の家が実施する JICA 研修「共生社会実現のためのアクセシビリティの改善 - バリアフリー化の推進 -」、JIL がパキスタンで実施している JICA 草の根技術協力事業「パキスタン・ラホール市における電動車いす活用による重度障害者の自立生活推進事業」、メインストリーム協会が行っている「コスタリカにおける自立生活センター支援プロジェクト」などに、DPI 日本会議からは、バリアフリー部会等専門的な

知見を有する障害者が参加していくことに加え、若手当事者が参加できるように協力する。

DPI 北海道ブロックが行っていた、JICA 研修「中央アジア地域障害者のメインストリーミング及びエンパワメント促進」は、昨年度をもって終了したが、中央アジアの障害者への支援は引き続き必要であるため、新規の研修事業が実施できるように JICA との交渉などに協力する。

## 2. 国内での活動への参加

今後の国際協力活動の根幹となるのが、国連での 2015 年以降の開発計画である SDGs(持続可能な開発目標)である。その国内での普及に向けては国内の他の開発団体と協力して活動を行ってきたが、「動く 動かす」などの開発 NGO ネットワークの中で若手当事者として、開発の視点の中でマイノリティの問題に注意を喚起し、障害問題にも平等に焦点があたるように発言を続けていけるように障害者の参加を増やす。

## 3. 国際レベルの障害問題に関する勉強

国際レベルの障害問題に関する情報にできるだけ若手当事者に接してもらえるように、関連するセミナーや研修に参加する際には事前に勉強できる機会をもうける。また国際協力を直接関係なくとも、研修や勉強会の一部として世界レベルの障害問題が学べるようにしたい。

これらの取り組みによって、DPI 日本会議の各部会等の活動に多くの人材が加わり、活発に活動していく。

## 2. その他の事業方針

### 1) 政策提言事業

#### 障害者の所得保障の確立に向けて

2014年1月、日本政府が批准した権利条約第19条では、「自立した生活および地域社会への包容」が謳われている。どんなに障害が重くても地域社会の中で他の者と平等に生活をおくる、ということである。

稼働収入を得ることが困難な障害者や施設や病院での長期生活を余儀なくされてきた障害者が地域移行するにあたっての所得保障は、現行の障害基礎年金などだけでは不十分なため、生活保護制度を利用することによって地域生活を不十分ながら可能にしている。

しかし、生活保護制度を利用するためには資産調査や扶養義務の優先原則など、申請者にとっては屈辱的な条件が課されているだけではなく、改正された生活保護制度における扶養義務の強化などや生活保護基準などの引き下げは、障害者の病院・施設からの地域移行や家族からの自立にとって大きな打撃といえる。そして、生活保護基準の引き下げは、生活保護を受給している障害者だけではなく、他の生活支援制度や医療・福祉サービスの限度基準と連動していることから多くの障害者の生活の安定を脅かすものとなりかねない。

年金、手当等の所得保障政策に関しては、政策課題として表立ったものは見受けられないが、障害年金の認定基準の改正が行われたほか、精神障害、知的障害については認定に関するガイドラインの導入が予定されており、政策動向について把握する必要がある。DPI日本会議としては基本法の理念に沿って、年金・手当等の支給基準や認定の仕組みを社会モデルの観点に沿ったものに見直すことと、在日外国障害者の無年金問題の解消には特に力を入れていく。

#### 1. 年金制度の見直し

年金制度のあり方に関しては、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを図るものとする。

障害基礎年金の給付水準を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準の目安としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額の獲得を目指していく。

現在、無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図り、無拠出の障害者基礎年金制度にのみ設定されている所得制限規定は撤廃する。

上記の提案が実現されるまでは、現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の

対象の拡大を図る。特に、理由なくこの制度の対象外とされている在日外国人障害者の無年金者に対しては、受給可能なものとすべきである。無年金障害者の全面的な解消が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。

## 2. 制度

特別障害者手当の目的を自立生活手当とする等の見直しを図り、新たに設定される支給基準のもとに、知的障害者、精神障害者等をはじめとするすべての障害のある人を対象とする。障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。

生活保護制度及び生活保護基準等の改悪には、反貧困ネットワークをはじめとする団体と協力して反対運動を行っていく。

### **生命倫理・優生思想に関する取り組み**

尊厳死法案は、認知症の高齢者 500 万人を見据えて、その延命治療を阻止して、厚労省が考える医療費の増大を防ごうとするものであるが、この法律が施行されると精神障害者や知的障害者にも適用される可能性を含んでいる。何よりも、滑りやすい坂を下るように医師や家族の生命に対する畏敬の念を失わせ、「自己決定による死」という名のもとに投薬死を安易に認める社会情勢を生み出すことに繋がる恐れがある。引き続き DPI 日本会議は尊厳死法案の動向について注視し、他団体と協力し取り組みを進める。

### **障害女性に関する取り組みについて**

複合差別についての啓発活動及び政策提言、障害女性のエンパワメントを推進していけるよう、国内外に働きかけていく。常任委員会において、女性障害者に関する勉強会を開催するなど、各分野におけるジェンダー視点を取り入れることを強化する。

また、国連の女性差別撤廃委員会から出された勧告を活かし、強制不妊手術問題や複合差別解消への取り組みを進めていくために、DPI 女性障害者ネットワークが各地で開催するジュネーブ報告会を支援する。

西村正樹副議長が 2015 年度にパキスタンを訪問したことで、国際的な障害女性のエンパワメントの促進の必要性が確認された。障害女性の複合差別をなくすために、国際的な障害女性のネットワークづくりと情報交換および運動を強化するための取り組みを進める。APDPO United 女性委員会におけるアジアの障害女性の連帯についても、委員長国である韓国 DPI と連帯しながら進めていく。

## 2) 調査研究事業

### 総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクトに関する取組み

総合支援法のあるべき姿は、2012年に総合福祉部会で取りまとめられた骨格提言であるが、その後の政権交代と昨年からの社保審障害者部会での見直しの議論等からして、次の総合支援法の見直しでは介護保険との統合が議論の俎上に載り、尚且つ議論の中心になる事が予想される。そのため、骨格提言の実現だけを掲げての運動だけでは、具体的な統合案が示されてから反論をしても対応が後手に回り、準備が不十分で統合路線に押し切られかねない。そこで本プロジェクトチームでは2018年に新たな提言を本にまとめて出版することを目標にした。3年計画の1年目となる今年は、プロジェクトメンバー内で、テーマごとに外部講師を招いての勉強会を中心に行う。予定しているテーマは、障害児の福祉サービスの動向と課題 総合支援法見直し法案&精神保健関係 権利条約から見た日本の障害者施策の評価と展望 一億総活躍社会の展望と地方分権 地域福祉の問題点と展望 社会保障ビジョン 日本におけるパーソナルアシスタンスの展望 障害者の所得保障 の8つのテーマである。活動費として三菱財団に助成申請中である。

### オリパラ提言プロジェクト・新国立競技場

#### 1. オリパラプロジェクト

今年度はまず第三次提言（宿泊・標識・接遇）の取りまとめを行う。その次は、第四次提言（店舗・観光・防災）に取り組む。これまでの提言活動によって、国交省にもバリアフリー法の見直しの機運が生まれ始めたので、引き続き働きかけを続ける。

東京2020アクセシビリティ・ガイドラインはハード編が1月に暫定承認をうけ、残るソフト編は今春にまとめられて秋にIPCの正式な承認が得られる見込みである。

新国立競技場についてはハード編を順守して設計が進められることになった。当初案ではIPCアクセシビリティガイドを大きく下回るバリアフリー整備内容だったが、DPI日本会議の継続した働きかけとアクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）の暫定承認により、これを踏まえた設計となり、飛躍的にバリアフリー整備が進んでいる。ユニバーサルデザインワークショップも継続して開催されており、引き続き働きかけを行う。

#### 2. ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議

東京オリパラ後の日本全体のまちづくりを考える府省等連絡会議が3月からスタートした。街づくりと心のバリアフリーの2つの分科会が設けられ、DPI日本会議からも委員を送っている。この会議ではレガシーとしての街づくりがテーマであり、現在の課題を整理し、新たな提案にまとめる。バリアフリー法は世界のバリアフリー整備基準から大きく遅れを取っており、DPI日本会議では昨年からの7つの重点課題の改善を提起しており、それを訴え



るとともに、バリアフリー法の見直しにつなげていく。

### 3. 駅の無人化問題

駅の無人化は地方のみならず都市部でも広がっている。無人化でどのような問題が起こるのか、どういった整備が必要なのかを調査し、提案としてまとめて、働きかけを行

### 4. バリアフリー当事者リーダー養成研修

2016 年度は大阪で実施を予定している。また、交通エコロジー・モビリティ財団と協力しながら、当事者を講師とした研修会の実施にも取り組む。

### 5. 国交省交渉

今年度も継続して国交省と交渉を行う。

## NGO ガイドライン

DPI 日本会議が公益財団法人キリン福祉財団からの助成を受け、2014 年度から取り組んでいる「障害者差別解消 NGO ガイドライン作成プロジェクト」は、今年度で最終年を迎える。新たに昨年度実施した「差別解消法プロジェクト」のメンバーから数名が加わり、NGO ガイドライン作成に向けた陣容を拡充する。

引き続き、差別事例・合理的配慮の好事例の収集を実施する。差別解消法施行元年ということで、どのような差別が起きているのか、合理的配慮提供に関する好事例や課題はどのようなものか、相談体制が機能しているのか等にも注目していく必要がある。

また、鹿児島、埼玉、福島、三重の4か所でタウンミーティングの開催を予定している。すでに条例が作られている地域では、その実施状況を検討し、条例のない地域では条例の必要性を訴え、同地域の障害者団体の連携と差別解消法の周知を図っていく。

まだ十分な内容とは言えない差別解消法の実施状況を見据えつつ、これまでの成果を踏まえ、障害者団体の声を反映させた NGO ガイドラインを作成し、差別解消法の3年後見直しに向けた活動を強化していく。

### 3) 広報・啓発事業

#### 情報発信の効率化・速報化に向けて

情報発信や広報活動において、効率化や速報化が急務の課題である。本年度は、紙媒体・ホームページ・メールマガジン・ブログ等との関係を整理し、さまざまな観点から、抜本的な見直しを行う。特に、ホームページについては、DPI 日本会議におけるリアルタイムに情報発信するためのプラットフォームとして、活動の内容や声明等を、よりわかりやすく、より多くの人に理解してもらえよう、コンテンツの見直し、改良を実施し、大幅なりニューアルを進める。また、財政負担軽減策として、2017 年度より年 4 回発行の季刊誌は無期限の休止、月刊紙は、2 ヶ月に一度の発行とする。

### 4) 普及・参画事業

#### 加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

加盟団体と共に様々な事業に取り組む。2014 年度から実施しているオリパラプロジェクトは継続して活動を展開する。9 つの部会は各々のメンバーを増やし、活動を強化する。障害者差別解消 NGO ガイドライン作成プロジェクトはこれまでは事務局メンバーを中心に実施してきたが、新たに加盟団体等からメンバーを募りプロジェクトの活性化を図る。さらに、引き続き全国各地でタウンミーティングを開催し、条例づくりの取り組み支援を行う。また、全国から参加者を募り DPI 日本会議の理事や専門家が講義や討議などを行い、政策提言をできる人材の育成を目指す。これらの取り組みを通して、ネットワークを強化し、さらなる運動の展開を図る。

#### 講師派遣、点字印刷

引き続き、各地の障害者団体が主催する学習会や集会に対し、権利条約や障害者制度改革及び差別解消法・差別禁止条例、総合支援法等をテーマとした講師派遣を積極的に行う。また、点字印刷物の作成については、依頼に対し柔軟に応じ、視覚障害者への情報保障を担う。また、関係団体・個人への広報活動も積極的に行う。

#### DPI 障害者政策討論集会

今年で 5 回目の開催となる DPI 障害者政策討論集会は、12 月 10 日（土）11 日（日）に戸山サンライズで行う。本集会は DPI 日本会議としての政策方針と活動の検証を行う場として、重要な機会となっている。権利条約の完全実施に向け、今後より一層の取り組みを進めていかなければならない。そのため、地域での自立生活、インクルーシブ教育、成年

後見制度、精神医療のあり方など、権利条約に照らして日本の現行制度を検証する。

## 5) 権利擁護に関する事業

### DPI 障害者権利擁護センターの活動について

知的障害者、精神障害者、発達障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続し、身体障害の相談も専門的な知識が必要となっていており、組織内外の研修を通じて相談員の資質や知識の向上を図る。

さらに、東京都外の相談は電話や電子メールによるものが主になってしまうため、当該地域の障害当事者が運営している相談機関との連携の強化が引き続き必要である。その一環として、障害者差別と虐待防止センターの設立の動きに積極的に関わっていく。また、相談業務で把握した差別や虐待の実態を、DPI 日本会議全体に報告し、差別解消法、虐待防止法のさらなる強化の運動に繋げていきたい。

こうした状況を踏まえ、2016 年度の方針として下記の諸点を挙げる。

#### 1. 相談体制の強化

相談員の資質や知識などの強化と、相談員相互の情報のさらなる共有を図るため、組織内研修の定期化を図る。

#### 2. 関係機関との連携の強化

DPI 日本会議常任委員会への報告等を充実するとともに、全国各地の障害当事者が運営している各種センターや運動団体との連携を深め、障害者欠格条項をなくす会との関係も更に強化を図る。また、各種人権擁護機関・団体との関係も強化する。

#### 3. 差別や虐待実態の把握と新たな施策の基礎資料づくり

相談で受けた差別や虐待に関わる内容の分析を、これまでより更に深化して行う。

また、既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている障害者への相談強化に取り組み、新たな制度・政策の資料を作成していく。

## 3. 組織体制整備

### 会員および支援者の増大に向けて

支援者・関係者、各集会・イベント参加者の管理を Salesforce により一元化したことでみえてきた支援者や関係者との繋がりを意識し、積極的かつ効果的な情報発信を行う。DPI 日本会議の活動への理解と周知を得て、寄付や支援を獲得するよう務め、加盟団体のない地域における正会員、賛助会員及び購読会員の獲得にも引き続き取り組む。

### 事務局の体制整備について

DPI 日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、翻訳・点訳・事務局運営等におけるボランティアの確保など、引き続き事務局体制及び環境整備等を行う。

### 財政および予算執行について

加盟団体や協力団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI 日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付、会員の推移について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行い、常任委員会や事務局内で共有する。

また、2014 年 3 月に取得した新認定 NPO 法人格および NPO 法人会計基準を活用し、より公正な組織運営を目指す。同時に、NPO 政策連絡会議をはじめ認定 NPO 法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定 NPO 法人としての社会的信用の獲得を目指す。

定款第 8 条に定める正会員会費についての見直しについても引き続き検討する。

### 部会について

2014 年度からテーマ別に 9 つの部会（地域生活、交通・まちづくり、教育、生活保護・所得保障、雇用・労働、生命倫理・優生思想、障害女性、権利擁護、国際）を設けて取り組んできた。2015 年度には雇用・労働部会がセミナーを開催し好評を博した。2016 年度は部会の活性化を目指すため、部会ごとのメンバーを拡充し、部会ごとにセミナーなどを企画し、発表の場を作る。

## プロジェクトについて

重点的な課題についてはプロジェクトを立ち上げて取り組む。

### 1. 障害者差別解消 NGO ガイドライン作成プロジェクト

公益財団法人キリン福祉財団の助成のもと2年間取り組み、今年度が最終年となる。差別事例・合理的配慮の好事例を収集・分析し当事者が提案するガイドラインを作成する。また、全国各地でタウンミーティングを開催し差別解消法について講義を行い、差別禁止条例策定の重要性を伝える。条例策定をめざす地域については、策定のためのバックアップを行い、既に条例のある地域については、内容の見直しやブラッシュアップを図る。

### 2. オリパラプロジェクト

東京オリパラのバリアフリー整備に対する提言書の作成と働きかけに取り組む。

### 3. 障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト

(重点課題3 地域生活支援の確立に向けて 参照)